

## ●論壇

## 交通問題の解決のための提言

杉 原 正\*

New Perspective on Solution of Traffic Problem

Tadashi SUGIHARA\*

我が国における自動車の保有性向は、依然として衰えをみせず、また、運転免許の保有者数も本年6月末には3,800万人に達し、「国民皆免許」時代を迎えようとしている。このような情勢の中で、道路交通に係る問題は、複雑かつ多様化の傾向を強め、特に交通公害に関する問題に代表されるように、交通警察のみの努力ではその解決が困難である問題が多くなってきている。

道路交通の現場にある交通警察としては、これらの交通問題の解決のため、交通安全施設の整備、交通規制の推進、交通指導取締りの強化等の施策を講じてきたが、これらの問題の解決のための根源的かつ総合的な施策の促進を図るという観点から、今後の仕事に取組む必要があるのではないかと考えている。

先般の国会において道路交通法の一部を改正する法律が成立したが、法律案の作成の過程においては、交通問題の根源的かつ総合的解決を図るための規定の整備について特に意を用いた。自転車の交通方法に関する規定の整備、自動車の使用の制限に関する規定の新設等はその例である。

また、先に「今後の交通警察運営上の課題」（交通局試案）を発表したのもこのような趣旨によるものである。

「交通局試案」においては、総合的な対策を要する課題として自転車対策、過積載及び過労運転の防止、駐車政策並びに交通安全教育を掲げた。

例えば、駐車政策については、都市部における地域ごとの駐車適正量を算出し、これに見合う都市計画駐車場、付置義務駐車場等の建設及びその適切な配置を行ない、それを前提とした路上駐車規制、取締りを行なうなど、総合的な駐車管理政策を行なう必要がある。また、過積載や過労運転については、運賃の適正化、荷主対策、労働条件の改善、運行管理の適正化等についての措置が講じられなければ、その防止の全きを期し得ないのである。

これらの問題は、道路交通の第一線の現場において、交通警察が直面しているものであるが、その解決を図るためにには、現場における具体的な事案を処理するというのではなく、それぞれの問題がよってきたるところの本質的なもの、あるいは構造的な原因を除去すべくメスを入れることが必要であると考えている。問題の本質に迫り、構造的な原因を除去するための講ぜられるべき施策には、交通警察の所掌事務の範囲を超えて、あるいは警察と他の行政機関とにまたがるものが多い。交通警察としては、このような場合にあっては、その施策の推進について関係行政機関に働きかけを行ない、また、問題の解決を求めて他の行政機関と十分に協議を行なっていくなど、関係行政機関と一体となった根源的かつ総合的な施策の推進が図られるよう配意しなければならないと考える。

このような配意の下での提言こそ、交通警察に期待されているところのものではないかと考えている。

\*警察庁交通局長

Director General, Traffic Bureau, National Police Agency

原稿受理 昭和53年8月18日